

秦野市伊勢原市環境衛生組合規則第1号

秦野市伊勢原市環境衛生組合はだのクリーンセンター長期包括運営事業に係る企画提案型事業審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市伊勢原市環境衛生組合附属機関の設置等に関する条例（平成27年秦野市伊勢原市環境衛生組合条例第3号）第2条の規定により設置されるはだのクリーンセンター長期包括運営事業の受託事業者の選定のための企画提案型事業審査会の名称、組織及び運営について必要な事項を定める。

(名称)

第2条 企画提案型事業審査会の名称は、はだのクリーンセンター長期包括運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）とする。

(委員)

第3条 委員会は、6名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから組合長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 秦野市の職員
- (3) 伊勢原市の職員
- (4) 組合長が指名する職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、非公開とする。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、委員長及び委員長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、施設主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、受託事業者を選定した日限り、その効力を失う。